# 一定の規模以上の土地の形質の 変更に係る届出の手引

土壌汚染対策法第3条第7項及び第4条第1項関係

令和4(2022)年7月1日

栃木県環境森林部環境保全課

# 目 次

																	頁
1	はじめに	•	•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	2
2	届出が必要な行為	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	届出を行う者	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	2
4	届出に必要な書類	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	3
5	届出の提出方法	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	4
6	届出後の流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7	よくある御質問	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
8	届出書様式及び記入例	•	•	•										•	•	•	7

- 【参考1】土壌汚染対策法に基づく区域の指定基準について
- 【参考2】土壌汚染のおそれの判断について
- 【参考3】過去の土地の利用に関する情報について

### 1 はじめに

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により、3,000 ㎡以上(有害物質使用特定施設が設置されている又は設置されていた工場若しくは事業場の敷地(以下「有害物質使用特定施設に係る土地」という。)にあっては900 ㎡以上)の土地の形質の変更をしようとする者は、その行為に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行う必要があります。

また、法第3条第7項の規定により、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地 (以下「調査猶予地」という。)において900 ㎡以上の土地の形質の変更をしようと する土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、その行為に 着手する前に都道府県知事に届出を行う必要があります。

この手引は、栃木県内(宇都宮市を除く。)において、これらの届出を行う場合の 手続きを定めたものです。

### 2 届出が必要な行為

土地の形質変更(掘削及び盛土)の合計面積が 3,000 ㎡以上(有害物質使用特定施設に係る土地にあっては 900 ㎡以上)となる行為を行う場合に事前の届出が必要となります。

ただし、以下の行為については届出不要です。

#### 【届出を要しない行為】

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
  - アー土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 以上であること。
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、(1)アに該当しないもの。
- (3) 林業の作業路網の整備であって、(1)アに該当しないもの。
- (4) 鉱山関係の土地(鉱山保安法に規定する鉱山)において行われる形質変更。
- (5) 土地の形質の変更内容が盛土のみであるもの。

### 3 届出を行う者

- (1) 調査猶予地における土地の形質変更の場合 法第3条第7項に基づき、「土地の所有者等」が届出を行います。
- (2) (1)以外の土地の形質変更の場合 法第4条第1項に基づき、「**土地の形質の変更をしようとする者**」が届出を 行います。

# 4 届出に必要な書類

「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)」に次の書類を添付して提出してください。

なお、法第4条第1項に基づく届出において、届出者が土地の所有者等でない場合は、 当該届出や法第4条第3項の命令が発出される可能性について、届出者から土地の所 有者等に対して十分な説明を行ってください。

	添付書類	備考
共i	通	
1	形質変更しようとする土地の位置図	・1/25,000または1/10,000程度
2	形質変更する土地のうち、掘削と盛土の位置及び掘 削深さを明確に示した平面図、立面図及び断面図	
3	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・発行から3か月以内のもの ・法務局で取得した原本の写し、または登
4	公図の写し	記情報提供サービスで取得したものでも可
5	委任状	・行政書士に届出書の提出等を委任する場合に添付(任意様式)

+

ſ	法領	法第4条第1項に基づく届出のとき								
	6	[届出者が当該土地の所有者等ではない場合] 全ての土地の所有者等の所在が明らかになる書類	・同意書、固定資産税の支払いを証明する 書類等 (3で添付する登記事項証明書により、土 地所有者等の所在が明らかな場合は不要)							
	7	土地利用履歴申出書(別記様式)及び申出書の事項 を示す資料	・当該土地の過去の住宅地図の写し、過去 の航空写真、過去に設置されていた事業場 に関する資料など							
	8	土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料	・提出が可能な資料がある場合に添付 (例えば、特定有害物質の製造、使用、処 理、貯蔵又は保管等の履歴に関する資料)							

+

#### 法第4条第1項に基づく届出に土壌汚染状況調査結果報告書を添付するとき

- 9 土壤汚染状況調査結果報告書(様式第七)
- 10 全ての土地の所有者等の当該調査の実施についての 同意を示した書類
- %6について、調査命令を発出する可能性が高い場合には、土地所有者等への通知等の手続きを円滑に進めるため、別途、同意書等の提出を求めることがあります。

#### 《注意》

公図の写しに地番が付されていない部分は、旧法定外公共物(財務局・財務 事務所が管理)や法定外公共物(市町が管理)である可能性があります。法務局で 取得できる地積測量図や分筆申告図、市町で取得できる地籍集成図等で、これらの 土地の機能(道、水路等)が確認できます。

形質変更しようとする土地にこれらの土地が含まれる場合は、土地の機能を確認した地積測量図等と併せて、当該土地の売買契約書や売払証明書等の写しを添付してください。また、形質変更に当たってこれらの土地を購入しようとするときは、各市町の公有財産を所管する課にお問合せください。

## 5 届出の提出方法

#### (1) 提出先

名称	所在地・電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町

※ 形質変更する土地が宇都宮市内の場合、宇都宮市環境保全課 (028-632-2407) に お問合せください。

#### (2) 提出期限

ア 法第3条第7項の届出……形質変更前※に届出

※ <u>形質変更の前に命令に基づく土壌汚染状況調査の実施が必要</u>となるため、調査猶予地を管轄する環境森林事務所等に相談の上、形質変更予定日の充分前に 届出を行ってください。

イ 法第4条第1項の届出……形質変更の30日前までに届出

#### (3) 提出方法

原則、提出先に来所の上、提出してください。 ただし、来所での提出が難しい場合は、事前に相談してください。

(4) 提出部数 正本1部 (様式第六及び全ての添付書類) 写し2部 (うち1部は届出者控え)

#### 《注意》

届出の土地が2以上の環境森林事務所等の管轄区域にまたがる場合は、形質変更対象地が多く含まれる地域(面積が広い地域)を所管する環境森林事務所等に届出を行ってください。この場合において、提出部数は次のとおりとします。

- 2市町にまたがる場合 → 正本1部・写し3部
- ・ 2市町にまたがり、届出受付窓口の管轄区域もまたがる場合
  - → 正本1部・写し4部
- (4) 法第4条第2項の規定に基づく土壌汚染状況調査結果報告書の提出部数 ア 土壌汚染が確認された場合 正本1部・写し3部(控えを含む) イ 土壌汚染のおそれがない場合 正本1部・写し1部(報告者控え)

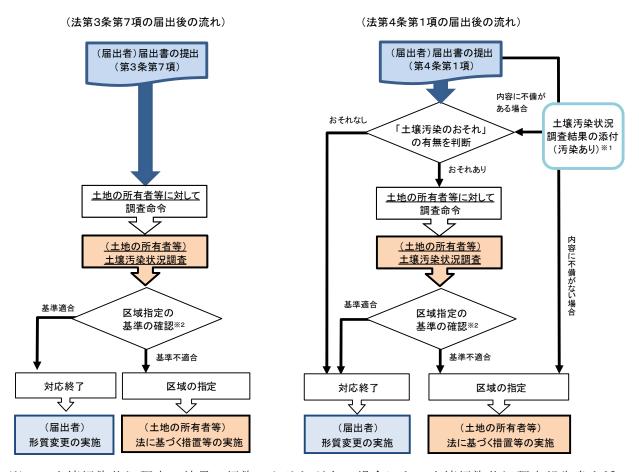
- ※1 土壌汚染のおそれがないとされた場合であっても、その報告書の内容に不備があると認められる場合は、写しの追加提出を求めることがあります。
- ※2 土地が2市町にまたがる場合等は、上記の注意書を参考にして写しの部数を 追加してください(詳細は、環境森林事務所等に事前に相談してください)。

### 6 届出後の流れ

- (1) 法第3条第7項の届出の場合 環境森林事務所等は、法に基づく土壌汚染状況調査の実施を命令します。
- (2) 法第4条第1項の届出の場合

環境森林事務所等は、審査の結果、届出の土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合は、土地の所有者等に対し法に基づく土壌汚染状況調査の実施を命令します。

なお、法第4条第2項の規定により提出された土壌汚染状況調査報告書において、届出の土地に土壌汚染のおそれがないとされた場合であっても、その内容に不備がある場合には調査結果が提出されたものとは認められないため、土壌汚染状況調査の実施を命じることがあります。



- ※1 土壌汚染状況調査の結果、汚染のおそれがない場合にも、土壌汚染状況調査報告書を添付することができます。
- ※2 法に基づく区域の指定基準はp.11を参照してください。

### 7 よくある御質問

- Q1 届出後に工事計画が変更になった場合には、どうしたら良いですか。
- A1 変更の内容により、対応が異なります。
  - (1) 形質変更面積が縮小した場合

形質変更面積が 3,000 ㎡ (有害物質使用特定施設に係る土地は 900 ㎡) 未満となった場合には、土壌汚染状況調査の実施に係る命令が発出される 前であれば、届出を撤回することができます。管轄する環境森林事務所等 に御相談ください。

なお、調査命令が発出された後の撤回は原則できません。

(2) 形質変更面積が拡大した場合

新たに形質変更届出を提出してください。例えば、当初 3,000 ㎡の土地の 形質変更を行う計画から形質変更を行う面積が 1,000 ㎡拡大した場合、新た に提出する届出は 4,000 ㎡の土地の形質変更を行うものとして届け出る必 要があります。

なお、工事着手前、着手後のいずれも同様です。

- Q2 当初届出が不要な面積だったものの、工事着手後に工法の変更等で面積 が拡大した場合には、どうしたら良いですか。
- A2 管轄する環境森林事務所等に御相談ください。

なお、届出時点は面積が確定しないものの、概算で 3,000 ㎡ (有害物質使用特定施設に係る土地は 900 ㎡)以上となる可能性がある場合には、面積を広めに見積もって届け出てください。

そのほか、土壌汚染対策法のよくある御質問は、環境省ホームページの「土壌汚染対策法Q&A」を御覧ください。

(https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html)

# 8 届出書様式及び記入例

「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)」、「土地利用履歴申出書(別記様式)」の様式及び記入例は p. 7~10 のとおりです。

「土地利用履歴申出書」には、可能な範囲で過去の土地利用の状況を記入してください。少なくとも、現在の土地の所有者の前にその土地を所有していた者の情報や、現在の土地の所有者が所有した年月日は記入するようにしてください。なお、法第3条第7項の届出の場合は、「土地利用履歴申出書」の提出は不要です。

届出書等に記載された事項等については、届出時に窓口で確認をします。

様式第六及び別記様式は、栃木県ホームページからダウンロードできます。

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/dojoukaisei.html)

#### 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

栃木県○○環境森林(管理)事務所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対対策法第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更につ第4条第1項

いて、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の 所在地	り対象となる土地の	
土地の形質の変更の	り場所	
	の対象となる土地の の形質の変更に係る	
土地の形質の変更の	)着手予定日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい	工場又は事業場の 名称	
て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
特定施設等が設置 されている工場又	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設の種類	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

栃木県○○環境森林(管理)事務所長 様

栃木県〇〇市〇〇番地 岡出者 〇〇工業株式会社 代表取締役 栃木 太郎

土壌汚染対対策法第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更につ

『土地の形質変更の対象』土地のす いて、次のとおり届け出ます。 べての地番を記載する。 栃木県〇〇市〇〇番 土地の形質の変更の対象となる土地の 栃木県〇〇市〇〇〇番 添付資料には番号 所在地 を付ける。 ・所在地の位置図は添付資料①のとおり 添付資料②のとおり 図面を添付 土地の形質の変更の場所 土地の形質の変更の対象となる土地の 面積:計4.500㎡(掘削〇〇㎡、盛土〇〇㎡) 面積及び当該土地の形質の変更に係る 深さ:5m 部分の深さ ・面積は、掘削と盛土の「合 計面積」を記入する。 十地の形質の変更の着手予定日 令和4(2022)年○月○日 ・深さは掘削地のうち最も深 いものを記入する。 法第3条第1項の 工場又は事業場の ただし書の確認を 名称 受けた土地におい 法第4条第1項の届出は着手日 て法第3条第7項 の30日前までに行うこと。 工場又は事業場の の規定による土地 敷地であった土地 の形質の変更をす の所在地 る場合 現に有害物質使用有害物質使用特定 特定施設等が設置 |施設が設置されて ○○工業株式会社△△工場 されている工場又いる工場又は事業 は事業場の敷地に場の名称 おいて法第4条第 有害物質使用特定 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1項の規定による 施設の種類 土地の形質の変更 をする場合 有害物質使用特定 栃木県〇〇市〇〇番 施設の設置場所 栃木県〇〇市〇〇〇番 特定有害物質の種 ふっ素及びその化合物 類

# (別記様式)

# 土地利用履歴申出書(法第4条第1項届出用)

届出をした土地の履歴について以下のとおり申し出ます。

	Ī			I				
届出年月日			受理番号※					
	住所							
届出者	氏名	(法人の場合は法人名及び代表者名)						
届出者の 連絡先	所在:電話	名 (会社名等) 地 連絡窓口となる者の氏名	FAX					
	時期	利用状況 (用途 (山林,農地,工場,等)、	所有者など)	備考 (有害物質の情報)	添付 資料 No.			
	~							
届出対象の 土地の利用	~							
履歴	~							
	~							
	~							
土地の現況 (写真添付)	(写真の撮	· 最影年月日) 年 月	∄ ⊟					
特記事項								
土壌汚染状況 (同意書の添付) 有 ・ 無 調査の結果を (報告書提出年月日) 添付した場合 (指定調査機関名・指定番号) はその内容 (特定有害物質による汚染の有無 (「有」の場合は物質名))								
※ 受理番号は記入しないでください。(届出を受理した事務所職員が記入します。)								
→ 届出の前に、下のチェック表で書類の確認をし、書類の不足がないか確認してください。								
□ 届出書(様式第六) □ 位置図 □ 掘削・盛土の詳細図 □ 登記事項証明書 □ 公図の写し □ すべての土地の所有者等の所在が明らかになる書類 登記事項証明書 その他( □ 土地利用履歴申出書 □ 土地利用履歴申出書の内容を示す添付資料								
(参考情報) 土地の形質変更の目的								

# 土地利用履歴申出書(法第4条第1項届出用)

届出をした土地の履歴について以下のとおり申し出ます。

届出年月日	令和4	4(2022)年	5月	7日	受理番号*					
	住所	〒32○-	000	)〇 栃オ	、県〇〇市(	00番地				
届出者	丘夕	〇〇工業	<b>集株式</b>	会社						
	氏名	代表取紹	辞役 :	栃木 太	郎	様式第六に記				
	(連絡先	)				出者名を記	<b></b>			
届出者の		属名(会社名等			· •—	20+00=4				
連絡先				0000		OO市OO番地 6OO-OOOO				
		) 連絡窓口とな			木 二郎					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		]用状況			添付			
	時期	(用途(山			所有者など)	(有害物質の情報等)	資料			
	~S60	農用地				S52 以前の状況(	<b>は</b>			
						確認できなかった。				
届出対象の	\$60∼H	5			听(金属製品		表   イ			
土地の利用		製造業)が				を使用				
履歴					は既に廃業し こに					
	114440	ていたが、				き取り				
	H11.10				 関係者からの聞き取り	ゥ				
	H22.2	駐車場とし	, (利用	J .	情報なども記載する。	+				
	H22.3~		制所有:	地						
土地の現況	建物はない	く、全面舗装さ	れてい	る。(駐車	場のまま)	添付資料は番号を付け				
(写真添付)	敷地境界	に囲いはない。	•			・パンフレット、住宅	地図、など 			
( <del>''', ''''</del>	(写真の	撮影年月日)	令和4	4(2022	)年 5月 1	日				
特記事項						に基づき土壌汚染状況調				
	/			所有者等	の同意書の添		、工地			
土壌汚染状況 調査の結果を	(同意書の添付) 無 (報告書提出年月日) <b>令和4(2022)年 4月 30日</b>									
添付した場合 はその内容						2019-0-000 公及び半の化会物外別8				
※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※							<b>書類を丸で囲</b>			
の場合は、具体的な							具体的な書			
類を記載してくださ → 届出の前に、下のチェック表で書類の確認をし、書類の不足がないか確認してください。 /										
□ 届出書 (様式第六) □ 位置図 □ 掘削·盛土の詳細図										
届出書類 │ □	登記事項目	証明書 :地の所有者等		図の写し 生が明らか	いになる書類		V			
ナエック	登記事項	証明書 その	他(=	上地の売買	【契約書 戸	籍謄本 住民票	)			
	土地利用	履歴申出書	<u></u> 土 土 土 土 土	地利用履图	性甲出書の内	容を示す添付資料	T. T. C. 11-			
/ /s Ja LL ! = \	<u> </u>					土地の形質変	既要を記載し			
(参考情報) 土地の形質亦『	11の日始	森林伐採•	抜根、	太陽光/	ペネル設置	工事 <てください。				

# 【参考1】土壌汚染対策法に基づく区域の指定基準について

- 下表の基準に適合しない土壌があり、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある土地の場合は、その土地の汚染の除去等の措置が必要な区域に指定されます。(法第6条:要措置区域)
- 下表の基準に適合しない土壌があり、要措置区域の指定要件に該当しない 土地は、その土地の形質変更時に事前の届出が必要な区域に指定されます。 (法第11条:形質変更時要届出区域)

分類	特定有害物質の種類	区域の指定に係る基準 (土壌溶出量基準) 単位:mg/検液1L	区域の指定に係る基準 (土壌含有量基準) 単位:mg/kg
	クロロエチレン	0.002以下	
	四塩化炭素	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
第	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	
一種	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
特定	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	
有害	ジクロロメタン	0.02以下	
物質	テトラクロロエチレン	0.01以下	
貝	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.01以下	
	ベンゼン	0.01以下	
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4 5 以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
第二	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
種特	水銀及びその化合物	水銀0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
定有家	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
害物	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
質	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下
第三	シマジン	0.003以下	
種特	チオベンカルブ	0.02以下	
一定有	チウラム	0.006以下	
害物	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
質	有機りん化合物	検出されないこと	

# 【参考2】土壌汚染のおそれの判断について

○ 土壌汚染のおそれを判断する基準は、法施行規則第 26 条により、次のとおり 定められています。

次のいずれかの基準に該当すること。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ⑤ ②~④に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であ ること。
- 届出と併せて、土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料を 提出した場合は、土壌汚染のおそれの判断の際に活用されます。

# 【参考3】過去の土地の利用に関する情報について

○ 過去の土地利用に関する情報は、次のような資料で得ることができます。

情幸	₽ F	情報入手先	備考
<b>企业网</b>		•書籍発行元	県立図書館
住宅地図		• 公立図書館	https://www.lib.pref.tochigi.lg.jp/
			・つくば市、東京都千代田区の事務所で閲覧可
地図	1/25,000 明治~	. 同土地 珊呤	・謄本のみ郵送で交付申請可
(1/25, 000, 1/50, 000)	1/50,000 昭和~	・国土地理院	(500円/枚 (46cm×58cm))
			https://www.gsi.go.jp/MAP/HISTORY/koufu.html
<b>加山尼吉</b>	昭和 30 年代~	. 因本地 珊呤	地図・空中写真・地理調査
空中写真	昭和 30 年代~	・国土地理院	https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html